

平成 26 年 5 月 16 日

各 位

国土政策関係研究支援事業 事務局
株式会社オーエムシー

平成 26 年度国土政策関係研究支援事業
「国土政策関係研究支援事業実施要綱」のご送付

拝啓 新緑の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

弊社は、国土交通省より「平成 26 年度国土政策関係研究支援事業」を受託しております。

本事業は、国土計画・国土政策等に関する調査・研究を行う若手研究者に対し研究課題を広く公募し、提出された企画案を審査の上、優秀な企画案に対して委託形式による助成を行うものです。詳細は、下記の通り同封の「国土政策関係研究支援事業実施要綱」をご覧ください。

また、同封のチラシは掲示用にご活用いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

国土政策関係研究支援事業実施要綱	1 部
募集用チラシ	1 部

※ その他、応募に関する注意事項等は、事務局のホームページ (<http://www.omc.co.jp/kokudojosei/>) をご覧ください。また、過去の助成研究の成果は国土交通省のホームページよりご覧いただけます。 (http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_fr1_000009.html)

《本件に関する連絡先》

国土政策関係研究支援事業 事務局

〒 160 - 0004

東京都新宿区四谷 4-34-1 新宿御苑前アネックスビル
株式会社オーエムシー内

担当： 小澤、古西

TEL: 03-5362-0120 / FAX: 03-5362-0121

E-mail: kokudojosei@omc.co.jp

平成 26 年度国土政策関係研究支援事業実施要綱

本事業は、国土計画・国土政策等に関する調査・研究を行う若手研究者に対して、研究課題を広く公募し、提出された研究企画案を審査の上、優秀な研究企画案に対し、研究委託の形式による研究助成を行うものです。

(1) 助成対象者

原則として以下のいずれかに該当する年齢 40 歳未満（平成 26 年 4 月 1 日現在）の者 1 名又はグループ（年齢制限はグループ全員に適用）とし、日本国内で研究している以下の条件を満たしているものであれば、国籍は問いません。ただし、中間成果報告会、最終成果報告会は日本語で発表することとし、報告書についても日本語で作成することとします。また、当事業の事務業務を請け負う者及び国土交通省と関係する者（職員及び関係する研究機関等）は対象外とする。

1. 学校教育法による大学の学部、大学院、短期大学又はこれらに付属する機関に研究者として所属する者
2. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定により認定を受けた公益法人及び旧民法第 34 条の規定により設立された法人等で調査研究を行う機関に研究者として所属する者
3. 地域づくり、まちづくり等に取り組んでいる特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の規定により設立された特定非営利活動法人に所属する者
4. その他国土計画・国土政策に関する調査等を行う者（法人に所属しているものに限る。ただし、国及び地方公共団体の職員は代表者になることはできません。）

(2) 研究分野

助成の対象となる研究は、国土計画・国土政策に関する研究とします。

なお、国土計画・国土政策が多くくの学問分野に関係していることを鑑み、研究者の専攻分野や研究手法については制限を設けません。（都市工学、土木工学、環境学、経済学、その他幅広い専攻分野の研究者からの応募も可。専攻分野の異なる研究者の共同研究も可）

また、政策上の重要課題をテーマにした「指定課題」を設け、該当する研究企画案を優先的に選定します。今年度は以下の 5 つを指定課題とし、募集します。

《指定課題 1》 『諸外国の国土政策・地域政策に関する研究』

諸外国の国土政策や地域政策の取組事例等の比較・分析等をもとに我が国の国土政策・地域政策の今後のあり方を検討するため、以下に掲げるような研究を採択する。

- ・ 急速な経済発展と都市化が進む国（国土・地域政策の研究の蓄積が少ない中近東、中南米、中東欧諸国等を想定）の国土・地域政策の分析
- ・ 先進諸外国の省庁横断的な地域振興施策・制度の分析

《指定課題 2》 『海外との広域的な連携に関する研究』

国を超えた広域的な連携（広域経済圏等）を形成するにあたっての課題やイノベーションの展開分野、連携によってもたらされる効果等に関し、既存の研究や統計データ等を踏まえた我が国の国土政策・地域政策への提言となる研究を採択する。

《指定課題 3》 『都市・地方レベルでの国土政策・地域政策のあり方に関する研究』

我が国の今後の都市のあり方や施策の方向性を検討するため、以下に掲げるような都市レベルの国土政策・地域政策のあり方に関する研究を採択する。

- ・ 「コンパクトな拠点」や「スーパー・メガリージョンの形成」による知の集積などを活用した地域の多様性や固有性の根源である基幹的なインフラ（産業基盤、社会資本、文化集積、自然環境など）の持続的・戦略的な運営手法
- ・ 地方大学・企業の研究成果の周辺都市圏への波及効果

- ・ 都市圏レベル、地方圏レベルでの都市の連携のあり方と具体的推進方策
- ・ 大都市圏と地方圏等の地域間格差の把握・分析

《指定課題4》 『地域課題の解決に関する研究』

今後も持続的に国土・地域を守り、育てるため、以下に掲げるような他地域にとっても汎用性の高い地域課題の解決に関する研究を採択する。

- ・ 人口減少、少子高齢化の影響が特に顕著な過疎地域や中山間地域等の生活圏レベルの地域において今後生じる中長期的な課題の分析及び課題への対応方策
- ・ 多様な民間主体が目的を相互に共有して緩やかに連携しながら活動し、地域課題の解決や地域経営を行っていくための新たな「公」の一層の活用
- ・ 草の根的な主体による地域を超えた連携の取組など国土・地域の担い手を育成するための方策

《指定課題5》 『SNS等を活用した新たな地域活性化に関する研究』

地方公共団体等が戦略的にインターネットやSNSを活用して地域の活性化につながった事例のケース収集・整理分析を踏まえ、地域の紹介等に関するソーシャルネットワークの成立要件や展開の条件、公的部門でできる支援策、SNSと他メディアとのマッシュアップ事例の成立要件、情報インフラ環境が相対的に立ち後れている低密度居住地域におけるSNSによる地域活性化の成立要件等に関する研究を採択する。

《その他》 その他国土・地域政策に関する研究

(3) 助成金額、範囲及び件数

1. 1件当たりの助成金は概ね200万円程度を限度とし、総額1,200万円程度の助成を行う予定です。(研究期間は平成26年度内とします)
2. 助成金の使途は、研究に直接必要な費用(以下、「直接経費」という)及び間接経費(直接経費の10%以内)とし、直接経費の内訳は人件費(研究者本人に係るものは除く)、資料費、消耗品費、旅費(東京で開催する中間報告会、最終報告会に出席するための費用を含む)、印刷製本費等とします。
助成金の使途については、研究終了後に(所定の書式で)会計報告書を提出していただきます。金額のいかに係わらず領収書(写しで可)を添付してください。収支報告書に不備がある場合は、再提出をお願いする場合があります。
3. 以下の場合は助成金の全部、または一部返還を求める場合があります。
 - ア. 助成金を、助成に係る研究内容以外の用途に使用した場合
 - イ. 助成を受けた研究を中止、もしくは著しくその規模を縮小した場合
 - ウ. 助成に係る研究を遂行する見込みが立たなくなった場合
 - エ. 助成対象者に故意または過失の不正行為があった場合
 - オ. 成果報告、会計報告の作成・提出などに関して助成対象者が義務を遂行しない、もしくは著しく反する行為があった場合
 - カ. その他事務局が不適切と判断した場合

(4) 助成方法

当事業の事務局(事務業務の請負者)と助成対象者(グループの場合は代表者)の所属する機関との間で研究助成(委託)に関する契約を締結して行います。

なお、応募される前に、所属する機関に事務局と契約締結可能か確認する事をお勧めします。

(5) 助成条件

助成対象者は以下の条件を遵守しなければなりません。

1. 研究内容は、助成対象者自身及び他の研究者による既往の研究、もしくは他の研究助成機関等からの助成を予定している研究の内容と重複するものであってはならないこと。
2. 助成対象者は、平成 26 年 12 月上旬までに、研究の進捗状況について、指定の方法により中間報告を行わなければならないこと。
3. 助成対象者は、研究成果を取りまとめた研究成果報告書（要旨及び本編により構成し、日本語に限る）を 10 部、及び CD-R などの電子媒体 1 部を指定の期日までに提出しなければならないこと。
4. 助成対象者は別途指定する方法により、研究成果に関する報告及び会計報告を行わなければならないこと。
5. 研究成果は、国土交通省に帰属するものとし、本報告書の一部または全部をホームページに掲載する事ができるものとする。ただし、当該成果を効果的に活用することを目的とした、学会における口述発表や論文の執筆等については、国土交通省の許可なく実施できることとする。なおその際、「国土政策関係研究支援事業を活用して行った研究の成果」であることを表示しなければならないこととする。
また、国土交通省は助成対象者に対して当該研究成果の活用状況について調査することがあること。
6. その他、助成にあたり必要な条件、事項は、別途定めるところによること。

※同一人が複数の応募申請をすることは可能ですが、原則として同一人が含まれる研究課題が重複して採択されることはありません。

(6) 助成申請方法

以下の書類を、平成 26 年 6 月 16 日（月）までに、E-mail、郵送または持参により提出して下さい。

1. 申請者の氏名、専攻分野、所属機関の名称等を記載した申請書（別記様式 1）
2. 研究の課題、目的、内容等を記載した研究計画書（別記様式 2 で 4 枚以内）、及び研究計画（表 2-2 で 2 枚以内）
3. 研究に要する費用の研究費用予定内訳書（別記様式 3）
4. 同意・誓約書（別記様式 4）
5. アンケート

<提出に当たっての注意>

※ 郵送、持参の場合も電子媒体を添付してください。文章は Word で作成、PDF 版を添付してください（手書きの場合は楷書で記載）。なお、OS は原則 Windows を使用して下さい。

※ 郵送で提出する場合、平成 26 年 6 月 16 日（月）必着を有効とします。宅急便は 16 日 18:00 までに届くものでご利用ください。

※ E-mail で提出する場合、平成 26 年 6 月 16 日（月）18 時台発信のものまでを有効とし、同意書・誓約書については署名捺印した書類を同日必着で郵送してください。

※ 持参の場合、事務局の受付時間は 10:00-18:00（土・日・祝休日は定休）です。18:00 を過ぎる場合は、事前に御連絡下さい。

※ 提出文書は返却いたしませんのでご了承ください。

(7) 応募案件の審査及び助成対象の決定

応募案件は、選考委員会で審査の上、有意義と認められる研究案件を選び、助成対象として決定します。

(8) 審査結果の通知

審査結果については、申請書記載の代表者に E-mail でその所属機関に郵送で通知します（7月下旬予定）。

また、助成対象となった研究については、研究テーマ、研究者名をホームページ等で公表します。なお、審査内容に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

(9) スケジュール

平成 26 年	6 月 16 日	応募締切
	7 月上旬	選考結果通知、研究委託契約締結
	7 月下旬	研究開始
	9 月上旬	研究進捗状況報告
	12 月 5 日	中間報告会
平成 27 年	3 月 6 日	研究成果報告会
	3 月上旬	研究成果報告書、会計報告書の提出
	3 月中旬	研究費精算

(10) 提出先・問い合わせ先

国土政策関係研究支援事業 事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-34-1 新宿御苑前アネックスビル

株式会社オーエムシー内 担当：小澤、古西

Tel : 03-5362-0120 FAX : 03-5362-0121 E-mail : kokudojosei@omc.co.jp

平成26年度国土政策関係研究支援事業

研究課題公募

本事業は、国土計画・国土政策に関する調査・研究を行う若手研究者に対して、研究課題を広く公募し、提出された研究企画案を審査の上、優秀な研究企画案に対し、研究委託の形式による研究助成を行うものです。1件あたり助成金は概ね200万円を限度とし、総額1,200万円の助成を行う予定です。（研究期間は平成26年度内とします。）

助成の対象となる研究は、国土計画・国土政策に関する研究です。なお国土計画・国土政策が多くの学術分野に関係していることに鑑み、研究者の専攻分野や研究手法については制限を設けません。（都市工学、土木工学、環境学、経済学、その他幅広い専攻分野の研究者からの応募が可能です。専攻分野の異なる研究者による共同研究も可能です。）

指定課題について

政策上の重要課題をテーマにした「指定課題」を以下の通り、5つ設けます。研究企画案の採択にあたっては、指定課題に該当するものを優先的に選定します。

- 指定課題1 『諸外国の国土政策・地域政策に関する研究』
- 指定課題2 『海外との広域的な連携に関する研究』
- 指定課題3 『都市・地方レベルでの国土政策・地域政策のあり方に関する研究』
- 指定課題4 『地域課題の解決に関する研究』
- 指定課題5 『SNS等を活用した新たな地域活性化に関する研究』

- その他国土・地域政策に関する研究

※指定課題の詳細については次頁をご参照下さい。

助成対象者・応募方法

助成対象者は、原則として次のいずれかに該当する年齢40歳未満（平成26年4月1日時点）の者1名又はグループとします。なお日本国内で研究している以下の条件を満たしている者であれば国籍は問いません。

1. 学校教育法による大学の学部、大学院、短期大学又はこれらに附属する機関に研究者として所属する者
2. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定により認定を受けた公益法人、旧民法第34条の規定により設立された法人等で調査研究を行う機関に研究者として所属する者
3. 地域づくり、まちづくり等に取り組んでいる特定非営利活動促進法第2条第2項の規定により設立された特定非営利活動法人に所属する者
4. その他、国土計画・国土政策に関する調査研究を行う者（法人に所属する者に限る。国及び地方公共団体の職員は代表者となることができません。）

※事業の詳細や手続については、以下問い合わせ先のHPより、実施要綱をご参照頂き、申請様式に従って応募して下さい

提出期限：平成26年6月16日（月） 必着

問い合わせ先

株式会社オーエムシー内、「国土政策関係研究支援事業 事務局」 担当：小澤、古西

〒160-0004東京都新宿区4-34-1 新宿御苑前アネックスビル

Tel: 03-5362-0120 Fax: 03-5362-0121 Email: kokudojosei@omc.co.jp

URL: www.omc.co.jp/kokudojosei/

（実施要綱や申請様式は上記HPよりダウンロードして下さい。）

平成26年度国土政策関係研究支援事業

各指定課題の内容

● 指定課題1 『諸外国の国土政策・地域政策に関する研究』

諸外国の国土政策や地域政策の取組事例等の比較・分析等をもとに我が国の国土政策・地域政策の今後のあり方を検討するため、以下に掲げるような研究を採択する。

- ・急速な経済発展と都市化が進む国（国土・地域政策の研究の蓄積が少ない中近東、中南米、中東欧諸国等を想定）の国土・地域政策の分析
- ・先進諸外国の省庁横断的な地域振興施策・制度の分析

● 指定課題2 『海外との広域的な連携に関する研究』

国を超えた広域的な連携（広域経済圏等）を形成するにあたっての課題やイノベーションの展開分野、連携によってもたらされる効果等に関し、既存の研究や統計データ等を踏まえた我が国の国土政策・地域政策への提言となる研究を採択する。

● 指定課題3 『都市・地方レベルでの国土政策・地域政策のあり方に関する研究』

我が国の今後の都市のあり方や施策の方向性を検討するため、以下に掲げるような都市レベルの国土政策・地域政策のあり方に関する研究を採択する。

- ・「コンパクトな拠点」や「スーパー・メガリージョンの形成」による知の集積などを活用した地域の多様性や固有性の根源である基幹的なインフラ（産業基盤、社会資本、文化集積、自然環境など）の持続的・戦略的な運営手法
- ・地方大学・企業の研究成果の周辺都市圏への波及効果
- ・都市圏レベル、地方圏レベルでの都市の連携のあり方と具体的推進方策
- ・大都市圏と地方圏等の地域間格差の把握・分析

● 指定課題4 『地域課題の解決に関する研究』

今後も持続的に国土・地域を守り、育てるため、以下に掲げるような他地域にとっても汎用性の高い地域課題の解決に関する研究を採択する。

- ・人口減少、少子高齢化の影響が特に顕著な過疎地域や中山間地域等の生活圏レベルの地域において今後生じる中長期的な課題の分析及び課題への対応方策
- ・多様な民間主体が目的を相互に共有して緩やかに連携しながら活動し、地域課題の解決や地域経営を行っていくための新たな「公」の一層の活用
- ・草の根的な主体による地域を超えた連携の取組など国土・地域の担い手を育成するための方策

● 指定課題5 『SNS等を活用した新たな地域活性化に関する研究』

地方公共団体等が戦略的にインターネットやSNSを活用して地域の活性化につながった事例のケース収集・整理分析を踏まえ、地域の紹介等に関するソーシャルネットワークの成立要件や展開の条件、公的部門でできる支援策、SNSと他メディアとのマッシュアップ事例の成立要件、情報インフラ環境が相対的に立ち後れている低密度居住地域におけるSNSによる地域活性化の成立要件等に関する研究を採択する。

● その他国土・地域政策に関する研究

問い合わせ先

株式会社オーエムシー内、「国土政策関係研究支援事業 事務局」 担当：小澤、古西

〒160-0004東京都新宿区4-34-1 新宿御苑前アネックスビル

Tel: 03-5362-0120 Fax: 03-5362-0121 Email: kokudojosei@omc.co.jp

URL: www.omc.co.jp/kokudojosei/

(実施要綱や申請様式は上記HPよりダウンロードして下さい。)